

第1回年金保険料の徴収体制強化等に

関する専門委員会

平成25年10月11日

資料4-1

# 年金保険料の徴収体制強化等について (現状と検討事項①)

# 論点の全体像

※ 下線部分が本日ご審議いただく論点。

## I. 総論

年金保険料の徴収についての基本的考え方の整理  
(「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を  
見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。)

## II. 国民年金保険料の納付率向上策

- 1 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点
  - (1) 督促の促進 (2) 強制徴収体制の強化 (3) 徴収コストの滞納者負担(延滞金等)のあり方
  - (4) 免除等における申請主義の見直し (5) 年金保険料の納付機会の拡大
- 2 その他検討すべき具体的な対応策
  - (1) 確実かつ効率的な収納体制の強化 (2) 関係行政機関等との連携強化
  - (3) 雇用形態など社会経済の変化への対応 (4) 公的年金制度に対する理解の促進

## III. 厚生年金の適用促進策

- (1) 適用調査対象事業所の把握の推進 (2) 把握した事業所の適用促進等
- (3) 関係機関との連携強化

## IV. 国民の利便性向上策

- (1) 提出書類の省略 (2) 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

## 督促の促進

### 【論点】

- ・保険料債権の多くが時効消滅している現状を改めるためすべての滞納者に督促することを基本とすることを検討すべき。
- ・督促を義務規定とすることも将来的な課題。
- ・督促を実施した者に対する時効管理を適切に行うための体制等についても併せて検討する必要。

### ＜現状＞

- 国民年金においては、主として保険料納付済期間に応じて給付される仕組みとなっているため、自主納付が基本とされ(自主納付原則)、督促についても任意規定となっている。
- 督促は、保険料の滞納があった場合、納付督促(特別催告状の送付など)、最終催告状の送付を経て、期限を指定して行う(督促状を送付する)ことができる。
- 督促を行うと、時効が中断するとともに、指定期限までに保険料が納付されなかった場合、国税徴収の例によって滞納処分を行うこととなる。

### ＜検討事項＞

- 自主納付原則との関係
- 督促の促進に伴う日本年金機構の業務量の増大

(参考)法第96条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促しようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

## 強制徴収体制の強化

### 【論点】

・職員の増員も含めた強制徴収体制の強化に取り組むべき。

### ＜現状＞

- 国民年金の強制徴収は平成16年から本格的に実施しており、日本年金機構設立(平成22年1月)以降は、順次対象件数を増加させてきている。  
例:財産差押 3,379件(22年度)→5,012件(23年度)→6,208件(24年度)
- 日本年金機構で国民年金保険料の強制徴収に携わる職員は約700人。一方、未納者数は296万人(平成24年度、24月連続で未納の者)
- 国民年金保険料の強制徴収にかかるコストは、徴収額100円に対し、約90円(平成23年度予算に基づき試算)。

### ＜検討事項＞

- 強制徴収を実施するためのマンパワーの確保
- 徴収コストの削減

## 徴収コストの滞納者負担(延滞金等)のあり方

### 【論点】

- ・督促の有無にかかわらず、納期限後から延滞金を徴収することを検討すべき。
- ・督促を全滞納者に対して行うことで、滞納者に徴収コストを負担させることを検討すべき。

### <現状>

- 健康保険をはじめ社会保険料については、督促してから延滞金が発生するのが原則である。
- 督促指定期限までに納付がない場合、納期限翌日から延滞金が生じる(3ヶ月以内であれば4.3%、それ以降は14.6%。国民年金保険料については24カ月分が未納の場合、約4.5万円の延滞金が発生。)
- 平成25年度政府税制改正大綱において、税においては延滞金の特例見直し(負担の軽減)を行うこととされている。

### <検討事項>

- 延滞金の取扱いの変更が納付率に与える影響
- 他の社会保険料における延滞金との整合性
- 延滞金の水準のあり方

(参考)法第97条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に  
応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が50円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

法附則第9条の2の5 第九十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特  
例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商  
業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年  
中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

## 免除等における申請主義の見直し

### 【論点】

・所得情報等に基づき職権により免除を可能とする制度を導入することを検討してはどうか。

### <現状>

- 免除期間は保険料の計算において算入されるため、免除を受けることは、将来の低年金・無年金者を防ぐことにつながるが、免除期間中の障害や死亡については障害年金、遺族年金の支給につながる。
- 免除を申請に基づくものとしたことについては、以下の2つを考慮したものとされている。(平成20年第9回年金部会資料)
  - ・原則として全ての被保険者に課されている納付義務を特例的に課さないこととするとともに、国庫負担相当分の給付が保障される特例であり、一般の被保険者との均衡を考慮する必要があること。
  - ・また、将来の給付に影響されることを踏まえ、「全額免除」「多段階免除」「免除なし」について、本人の選択・意思表示に基づく必要があること。
- 日本年金機構の平成25年度計画においては、平成24年度所得に基づく免除勧奨対象者等について、平成26年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結びつけることとしている。
- 免除の基準に該当しているにもかかわらず、手続の煩雑さを理由に免除等の申請をせずに未納となっている者が相当数存在していると見込まれる。

### <検討事項>

- 申請主義についての考え方の整理
- 低所得者が自主的に保険料を納付する選択肢の確保
- 必要な所得情報を確実に把握することができるとの仕組みの構築

## 年金保険料の納付機会の拡大

### 【論点】

・過去の未納保険料を納める意思のある者に対し納付の機会を確保するという観点から、この後納制度の実績を分析した上で、制度の恒久化等について検討すべき。

### ＜現状＞

- 保険料を徴収する権利は2年で時効消滅する。これは、健康保険をはじめ社会保険で並びがとられている。
- 時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる。(時限措置)
- 年金機能強化法の成立に伴い、今後、受給資格期間を10年に短縮することとされている。

### ＜検討事項＞

- 督促の促進(結果的な納付機会の拡大)及び保険料債権の時効管理との関係
- モラルハザードへの懸念

### (参考)法第102条

- 4 保険料を徴収する権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。
  - 5 保険料についての第96条第1項の規定による督促は、時効中断の効力を有する。
- 平成23年改正法附則第2条第1項 被保険者又は被保険者であった者(老齢基礎年金の受給権者を除く)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る)の各月につき、当該各月の保険料に相当する額を加算した額の保険料を納付することができる。

## 日本年金機構における管理体制の見直し

### 【論点】

- ・システム対応も含めた計数の把握や分析を充実させ、効率的・効果的な徴収対策を講ずるべき。
- ・目標の進捗管理を徹底するとともに、執行体制を一層強化すべき（H25'から実施）。

### ＜現状＞

- 日本年金機構においては、平成25年度は、機構の中期目標の最終年度として、現年度納付率60%以上を必達目標として達成するため、適法な事務処理の下で進捗管理・リスク管理の徹底及び経営資源を効率的に活用するマーケットセグメンテーション戦略を強化している。
- 計数の把握や分析を充実させるためのシステム開発について検討を進めている。



## 年金事務所職員による保険料収納範囲の拡充

### 【論点】

・年金事務所職員が保険料収納できる範囲の拡充を検討すべき。

### ＜現状＞

○ 現在、年金事務所職員が保険料を収納できるケースは以下のとおりとされている。

- (1) 督促を受けた者から申し出(希望)があった場合
- (2) 徴収職員が国税滞納処分の例による処分をしたとき
- (3) 年金事務所の窓口での現金収納を行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとした場合
- (4) 納付義務者が納付場所での納付が困難であると認められる場合
- (5) 納付義務者が機構が開催する説明会で納付を希望する申出があった場合に限定されている。

○ 納付相談会等で保険料を収納する場合は、2名の収納職員で相互チェックによる事故防止策を実施している。

### ＜検討事項＞

- 現行の収納できるケースのほかに年金事務所職員が収納する具体的ケース
- 現金紛失等の事故を未然に防ぐための対策

(参考) 令第111条の13 法第109条の11第1項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 督促を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があった場合
- 二 収納職員が、保険料を徴収するため、前号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料の収納を希望した場合
- 三 徴収職員が、保険料を徴収するため国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

規則第119条 令第111条の13第四号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 機構の職員が、保険料等を納付しようとした納付義務者に対して、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとした場合
- 二 納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所(年金事務所を除く。)での納付が困難であると認められる場合
- 三 納付義務者が保険料等の納付を機構が開催する説明会において行うことを希望する旨の申出があった場合

## 市場化テストの改善

### 【論点】

・納付督促の頻度や戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討すべき。

### ＜現状＞

- 市場化テスト事業の収納実績については、全体として目標となる要求水準に達していない。
- 次期契約更改に向け、契約内容の見直しを検討するため、納付督促頻度の見直しや実施体制の強化を試行的に行うモデル事業を平成25年10月から実施している。(平成26年3月まで)
- 次期契約更改に当たっては、モデル事業での効果を検証し、その結果を踏まえ、契約内容の見直しを行うこととしている。

(参考：市場化テスト事業における納付督促頻度等の変遷)

	H17.10～	H24.10～	モデル事業(H25.10～H26.3)
納付督促頻度	すべての滞納者に6か月に1度	すべての滞納者に少なくとも3か月に1度	すべての滞納者に少なくとも3か月に1度 加えて、電話督促を毎月
戸別訪問員の配置	滞納者2.5万人に1人	滞納者1.5万人に1人	滞納者1.0万人に1人 又は 滞納者0.5万人に1人

### ＜検討事項＞

- 成績優秀な委託業者の確保方策
- 効率的・効果的な事業の在り方

(参考) 公共サービス改革法第33条 国民年金法第87条第1項に規定する保険料の収納に関する業務のうち次に掲げるものを実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて納付受託業務を実施するものとする。

- 一 保険料を納付する義務を負う者であって、保険料滞納者に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務
- 二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務
- 三 公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。
- 四 公共サービス実施民間事業者が実施する第1項第2号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法第72条の規定は適用しない。

## 口座振替・クレジット納付の利用促進等

### 【論点】

- ・金融機関やクレジット会社に対し、口座振替やクレジット納付の募集を依頼することを検討すべき。
- ・市町村に対する口座振替新規獲得手数料の引き上げを検討すべき。
- ・新規適用者に対して口座振替やクレジット納付を推進するための工夫について検討してはどうか。
- ・2年前納の導入(H26.4導入予定)

### ＜現状＞

- 国民年金保険料を納付方法別に見ると、口座振替による納付43.1%、納付書による納付54.9%、クレジットカードによる納付1.5%、電子納付0.5%となっている。(平成24年度)
- 口座振替の勧奨については、日本年金機構、市町村及び市場化テスト事業者において実施しており、口座振替を新規獲得した場合には手数料を支払っている。(市町村：1件100円、市場化テスト事業者：1件2,000円)

※市町村における国民年金の口座振替等に関する取組みの状況

- ・資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 1,739市町村
- ・国民健康保険等其他の市町村公金と併せた口座振替の促進 29市町村

- 国民年金においては、従来より一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料を割り引く「前納制度」を設けている。平成26年4月から口座振替に限り、より割引額の大きい2年前納を導入予定。

### ＜検討事項＞

- 口座振替やクレジット納付の利用を促進するための効果的な取り組み

(参考)法第92条の2 厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替納付を希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

法第92条の2の2 被保険者は、厚生労働大臣に対し、指定代理納付者から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

## 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度との間での円滑な移行

### 【論点】

・学生納付奨励制度と若年者納付猶予制度を切れ目なく利用できるよう、運用の見直しを検討すべき。

### ＜現状＞

○ 学生納付特例（学生である期間の保険料納付を猶予）

対 象：大学等に在学する20歳以上の学生

所得基準：本人のみ

承認期間：4月から3月まで。受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない。  
（障害基礎年金・遺族基礎年金が受給可能。追納された場合は年金額に反映。）

追 納：納期限から10年以内

○ 若年者納付猶予制度（所得の低い若年者の保険料納付を猶予。平成37年6月までの時限措置）

対 象：30歳未満（学生を除く）

所得基準：本人、配偶者

承認期間：7月から6月まで。受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない。  
（障害基礎年金・遺族基礎年金が受給可能。追納された場合は年金額に反映。）

追 納：納期限から10年以内

○ 両制度は制度として異なることから、切れ目なく利用するためには、本人からの申請が必要。（免除の場合には、継続の申出があれば翌年度以降の申請が不要。）

### ＜検討事項＞

○ 学生納付特例と若年者納付猶予の円滑な接続のための運用の見直し

○ 学生納付猶予と若年者猶予を含めた免除制度の在り方